

東京 2020 オリンピック聖火リレー愛知県実行委員会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東京 2020 オリンピック聖火リレー愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、東京 2020 オリンピック競技大会の聖火リレー（以下「オリンピック聖火リレー」という。）について、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）と協力して、オリンピック聖火リレーの実施に必要な事業を行うことにより、本県における開催機運の醸成などを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本県内におけるオリンピック聖火リレーの準備に関すること。
- (2) 本県内におけるオリンピック聖火リレーの実施に関すること。
- (3) その他、本県内におけるオリンピック聖火リレーの実施に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(構成)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

(役員を選任)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 副会長は、愛知県副知事をもって充てる。

4 監事は、愛知県市長会事務局長及び愛知県町村会事務局長をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計の監査に当たる。

(任期)

第7条 任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、特別な事情が生じたときは、その職を解くことができ、必要に応じて補充することができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び作業部会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長並びにその他の委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 本県内のルート選定に関すること。

(3) 本県内ランナーの公募及び選考に関すること。

(4) その他、本県におけるオリンピック聖火リレーの実施に関し重要な事項に関すること。

4 監事は総会に出席し、意見を述べることができる。

5 会長が必要と認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 総会は、委員の過半数が出席しなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができるものとする。

7 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、会議の議決に代えることができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し、総会を招集することができないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 幹事長は、愛知県スポーツ推進審議会会長をもって充て、幹事会の総括を行う。
- 3 副幹事長は、愛知県スポーツ局スポーツ監をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき及び幹事長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 4 第7条の規定は、幹事会において準用する。
- 5 幹事会は幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事会は次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
 - (3) 第9条第3項各号に掲げる事項以外で、本県におけるオリンピック聖火リレーの実施に関して必要な事項に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 7 幹事会は前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
- 8 第9条第4項から第7項までの規定は、幹事会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 9 前8項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第12条 実行委員会事業の円滑かつ効率的な推進を補助するため、幹事会の下に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、愛知県及び別表3に掲げる各市町村のオリンピック聖火リレーを所管する課長で構成する。
- 3 部会長は、愛知県スポーツ局スポーツ振興課長をもって充てる。

(ルールの遵守)

第13条 実行委員会は、第3条に定める事業を行うにあたり、国際オリンピック委員会(IOC)や組織委員会が別途定めるガイドラインなどのオリンピック聖火リレーに関するルールを遵守するものとする。

(守秘義務)

第14条 委員、幹事、監事及び部会員は、任期中及び任期後において、職務上知り得た秘密情報(本委員会の資料の内容のほか、本委員会における議事内容等。)について、その秘密を保持しなければならない、実行委員会及び組織委

員会から事前に書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第 15 条 実行委員会の議事の内容及び資料は非公開とする。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 16 条 実行委員会の事務局は、愛知県スポーツ局スポーツ振興課に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第 5 章 経費

(経費)

第 17 条 実行委員会の経費は、愛知県及び別表 3 に掲げる各市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

第 6 章 解散

(解散)

第 18 条 実行委員会は第 2 条の目的を達したときは、解散する。

第 7 章 補則

(補則)

第 19 条 実行委員会の運営に関して必要な事項は、本規約に定めるもののほか、会長が定める。

附 則

本規約は、実行委員会の設立の日から施行する。

本規約は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

委員	会長	愛知県知事
	副会長	愛知県副知事
	委員	愛知県商工会議所連合会会長
		(一社)中部経済連合会会長
		愛知県教育委員会教育長
		名古屋市教育委員会教育長
		愛知県警察本部長
		愛知県市長会会長
		愛知県町村会会長
		(公財)愛知県スポーツ協会理事長
		(公社)愛知県医師会会長
		名古屋市消防局消防長
		愛知県スポーツ推進審議会会長
		愛知県スポーツ局長

別表 2 (第 11 条関係)

幹事	幹事長	愛知県スポーツ推進審議会会長
	副幹事長	愛知県スポーツ局スポーツ監
	幹事	名古屋商工会議所企画調整部長
		(一社)中部経済連合会総務部長
		愛知県警察本部警備部参事官兼警備課長
		名古屋市スポーツ局スポーツ推進部長
		愛知県市長会事務局長
		愛知県町村会事務局長
		(公財)愛知県スポーツ協会常務理事
		(公社)愛知県医師会事務局長
		名古屋市消防局総務課長

別表 3 (第 12 条関係)

名古屋市
豊橋市
岡崎市
一宮市
瀬戸市
半田市
春日井市
豊川市
刈谷市
豊田市
安城市
犬山市
稲沢市
大府市
清須市